

平成30年2月26日

午後1時40分発表



## 広 報 資 料

問い合わせ先

小樽海上保安部

次長(交通担当) 吉本 昭雄

電話 0134-27-6118

### 海上安全指導員指定証交付式の実施について

海上保安庁では、健全かつ安全なマリトレジャー活動を推進するため、安全航行に関する周知啓発活動を実施していただける民間有志の方々を「海上安全指導員」に指定し、活動を実施していただいております。

この度、小樽海上保安部管内で活動される6名の方々を、新たに指導員として指定することとなりましたので、下記のとおり「海上安全指導員指定証」の交付式を実施します。

#### 記

1 日時

平成30年3月9日(金)午後2時00分

2 場所

小樽海上保安部

小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎4階

#### 海上安全指導員制度とは

健全かつ安全なマリトレジャー活動を推進するため、民間の有志による安全活動を行っていただける方々を各管区海上保安本部長が「海上安全指導員」として指定し、海上での安全航行に関するマナーの周知及び当該海域における各種情報提供等の安全活動を実施していただくものです。

海上安全指導員数は、道内で103名、当部管内では今回の6名の指定により54名となっております。